

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の 登録申請に係る実務説明会

第2部

②養成課程について

～コアカリキュラム・参照枠を踏まえた教育デザイン～

文部科学省総合教育政策局
日本語教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

●養成課程の登録申請におけるポイント

1. 養成課程の登録準備の前提	・・・ 2
2. 前提となる報告・指針	・・・ 9
3. コアカリキュラムのポイント	・・・ 19
4. 必須の教育内容の取扱い	・・・ 27
5. 登録申請における留意点と参考資料	・・・ 31

Ⅰ. 養成課程の登録準備の前提

～文部科学省登録日本語教員養成課程とは～



認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学する者のみです。

認定日本語教育機関



「留学」分野



「就労」分野



「生活」分野

……教師は全て
登録日本語教員

質の担保された日本語教育を提供

日本に生活する外国人等

外国人留学生

進学

大学・
専門学校

就職

外国人就労者

雇用

企業

外国人就労者の家族
等、その他の外国人
生活者等

居住

地域



文部科学省

「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」)や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」
はこちらから >>



認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方（分野別）

「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）より

留学

就労

生活

教育課程
編成の考え方

✓学習者が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。

✓企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。

✓健康かつ安全、自立した生活、文化的な生活、社会の一員としての生活を送れるようにすることが求められる。

到達目標・
到達レベル

✓**言語活動別の目標※等を参照**し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、**Can doで設定する**。（なお、就労では企業などのニーズ等も踏まえること）

必須の
学習内容

【**日本語能力**】 5つの言語活動を盛り込む。言語の運用能力、言語使用の際の方略能力も学べる活動を行う。

【**学習を自ら管理する能力**】 学習者が必要な日本語能力を具体的に意識し学習計画を立て、自分に合った方法で管理・調整できるようになることを目指す。

※日本語教育の参照枠（全体的な尺度）

- 参照枠に基づき、6つのレベル（A1～C2）で5つの言語活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くこと）ごとに示した「言語活動別の習熟度」や3分野（留学、就学、生活）の「言語活動別の目標」、言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した「言語能力記述文（Can do）」を設定。

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2



令和7年度日本語教員試験チラシ

日本語教員の国家資格制度ができました！

日本語 教員試験

令和7年度



試験日 令和7年 **11月2日** (日)

出願期間 **7月14日** (月) ~ **8月22日** (金)

結果発表日 **12月12日** (金) (予定)



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY・JAPAN
文部科学省総合教育政策局日本語教育課

>>登録日本語教員とは

日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための国家資格で、認定日本語教育機関で勤務するためには必須の資格です。①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができます。

なお、現職日本語教師の方を中心に、試験の免除等の経過措置が設けられています。詳しくは日本語教員試験ホームページをご覧ください。

※認定日本語教育機関以外の機関では、登録日本語教員の資格を取得しなくても、日本語指導を行うことが可能です。

>>試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	読解：100分 (休憩) 聴解：50分	読解：60問 聴解：50問	選択式	1問1点 (計110点)

>>受験料

1. 通常
基礎試験及び応用試験 18,900円
2. 試験免除を受ける場合
 - (1) 基礎試験免除
免除資格の確認及び応用試験受験料 17,300円
 - (2) 基礎試験及び応用試験の双方の免除
免除資格の確認手数料 5,900円

※1及び2 (1)、(2)の費用には合格証書発行を含みます。



>>出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題する。

>>合格基準

- ① 基礎試験
必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。
- ② 応用試験
総合得点で6割の得点があること。

詳細は日本語教員試験ホームページをご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html



日本語教員試験について

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和11年3月31日までの間において、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解:50分 (休憩) 読解:100分	聴解:50問 読解:60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

通常:18,900円

基礎試験免除:17,300円

基礎試験及び応用試験免除(※):5,900円

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割程度の得点があること。

② 応用試験

総合得点で6割程度の得点があること。

令和6年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日:令和6年11月17日(日)
- 出願受付:令和6年8月1日~9月6日(金)
- 試験地:全国8地域
- 結果通知日:令和6年12月20日(金)
- 合格発表:日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。
- 受験者数:17,655人
- 合格者数:11,051人
- 合格率:62.6%



令和7年度日本語教員試験
実施日:令和7年11月2日(日)



3領域・5区分と日本語教員試験出題比率

※「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」より抜粋

3領域: 1. 社会・文化に関わる領域
2. 教育に関わる領域
3. 言語に関わる領域

5区分: (1) 社会・文化・地域
(2) 言語と社会
(3) 言語と心理
(4) 言語と教育
(5) 言語

15下位区分: ①世界と日本 ②異文化理解 ③日本語教育の歴史と現状
④言語と社会の関係 ⑤言語使用と社会
⑥異文化コミュニケーションと社会 ⑦言語理解の過程
⑧言語習得・発達 ⑨異文化理解と心理 ⑩言語教育法・実習
⑪異文化間教育とコミュニケーション教育 ⑫言語教育と情報
⑬言語の構造一般 ⑭日本語の構造 ⑮コミュニケーション能力



3領域・5区分と日本語教員試験出題比率

全体目標（5区分）	基礎試験 おおむねの出題割合
1. 社会文化地域	約1～2割
2. 言語と社会	約1割
3. 言語と心理	約1割
4. 言語と教育	約3～4割
5. 言語	約3割

日本語教員試験の出題内容及びサンプル問題

p.2





文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

2. 前提となる報告・指針

- ①「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告（改定版）
- ②「認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の指針」

①「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」概要



ポイント

- 目的：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示した。
- 審議経過：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめ、翌31年3月4日に改定版をまとめた。
- ポイント：① **日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる資質・能力、教育内容、モデルカリキュラムを提示**
 ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材を(1)役割、(2)段階、(3)活動分野別に整理

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者		初任	日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野●に新たに携わる者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者		中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
				地域日本語教育コーディネーター	関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成・実践に携わる者
				主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

(3) 活動分野

- 「生活者としての外国人」
- 留学生
- 日本語指導が必要な児童生徒等
- 就労者
- 難民等
- 海外における日本語教育



日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

役割		日本語教師			日本語教育 コーディネーター
日本語学習 支援者	段階	養成	初任	中堅	
		大学 日本語教師 養成課程 修了 日本語教師 養成研修 (420単位時間以上) 修了 日本語教育能力 検定試験 合格	生活者としての外国人 に対する日本語教師 初任研修 留学生 に対する日本語教師 初任研修 児童生徒等 に対する日本語教師 初任研修 就労者 に対する日本語教師 初任研修 難民等 に対する日本語教師 初任研修 海外 に赴く日本語教師 初任研修	日本語教師 【中堅】 研修	地域 日本語教育 コーディネーター 研修 主任教員 研修 ⋮

日本語教育人材に求められる資質・能力

にほんご



1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

3. 役割・段階ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について 知識・技能・態度に分けて整理

p.22

p.1

日本語教師【養成】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語教師【養成】	【1 言語や文化に関する知識】 (1) 外国語に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。 (2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。 【2 日本語の教授に関する知識】 (3) 日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。 (4) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。 (5) 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた内容・教材(ICTを含む)・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。 (6) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。 (7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学ぶ合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。 (8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。 (9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。 【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】 (10) 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。 (11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。	【1 教育実践のための技能】 (1) 日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。 (2) 学習者の日本語能力等に応じて教育内容・教授方法を選択することができる。 (3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。 (4) 学習者に応じた教具・教材を活用または作成し、教育実践に生かすことができる。 (5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。 (6) 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返り、改善を図ることができる。 【2 学習者の学ぶ力を促進する技能】 (7) 学習者の日本語学習上の問題を解決するために学習者の能力を適切に評価し指導する能力を持っている。 (8) 学習者が多様なリソースを活用できる教育実践を行う能力を持っている。 (9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。 【3 社会とつながる力を育てる技能】 (10) 学習者が日本語を使うことにより社会につながることを意識し、それを教育実践に生かすことができる。	【1 言語教育者としての態度】 (1) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。 (2) 日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教育実践に活かそうとする。 (3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けようとする。 【2 学習者に対する態度】 (4) 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。 (5) 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感じさせることを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。 【3 文化多様性・社会性に対する態度】 (6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協力しようとする。 (7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、学習者の言語・文化の多様性を尊重しようとする。
			 p.24 p.2



日本語教師の養成における教育内容



◎実践研修受講前に履修しておかなければならない必須の教育内容37項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
(19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
(23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
(36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
(45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

②認定日本語教育機関 日本語教育課程編成のための指針

(令和6年4月 中央教育審議会日本語教育部会決定)

【目的】

- 教育課程が目指す日本語能力を習得できるようにするために必要な教育内容、到達レベル、評価方法等を明確化することで教育の水準を確保する。
- 日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する事項を示す。

【考え方】

- 指針で示された事項に基づき「日本語教育の参照枠」並びに別表「言語活動ごとの目標」を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語能力が習得できるよう授業を設計、実施する。

【別表】

- 「別表 言語活動ごとの目標」 ← 生活・就労・留学分野のCan do



- 学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月29日文化審議会国語分科会)で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。

(学習時間の目安)

単位時間:45分/単位	
～ A1	134～200単位時間 程度
A1 ～ A2	134～200単位時間 程度
A2 ～ B1	200～294単位時間 程度
B1 ～ B2	467～734単位時間 程度
B2 ～ C1	467～734単位時間 程度

(別表) 留学分野における言語活動ごとの目標

- 別表は言語活動ごとに、レベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものの。
- 各分野における言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠(報告)」で示されている「言語活動別の熟達度」、「活動Can do」、各分野における事例を参考に、分野の特性を踏まえて記述されたもの。

【留学のための課程 教育課程編成の考え方】

- ・進路先で求められる日本語能力
- ・日本語を使って様々な課題を解決する能力
- ・自律的に学習する能力
- ・協働的に学習する姿勢の醸成

【学習内容】

○日本語能力【必須】

- ・五つの言語活動
- ・言語知識の定着（言語活動を達成する上で必要な知識）
- ・言語の運用能力
- ・言語使用の際の方略（ストラテジー）能力

○学習を自ら管理する能力【必須】

学習者が自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになる

○推奨される学習内容

社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素

【授業科目】

- どの言語活動を扱うか。
受容：読む・聞く
産出：書く・話す（発表）
やり取り：話す（やり取り）
- 個別の言語活動を扱う授業科目
例）聞く－聴解
読む－読解
- 複数の言語活動を統合した授業科目
- 必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な内容を授業科目として設定
- 使用する教材の選定

- 各教育課程において、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的评价を授業の目的と照らして適切に組み合わせ、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを課程の学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 学習内容の習得度を測る到達度テストだけでなく、学習者（生徒）のある時点での日本語能力を測る熟達度テストも必要に応じて組み込む。その際、実施の目的や時期、結果の活用方法等をあらかじめ設定し、計画的に実施することが求められる。
- 各教育課程において、留学分野の特性等を踏まえた日本語能力の向上のほか、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて目標に組み込んでいる場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。

3. コアカリキュラムのポイント

登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム
(令和6年4月1日 中央教育審議会日本語教育部会決定)

コアカリキュラムはこちら！⇒



登録養成課程の目標設計のために

登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム

- ① 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力（5つ）
- ② 日本語教師【養成】に求められる資質・能力（知識・技能・態度）
- ③ 養成課程コアカリキュラム
 - ・ 5つの全体目標（5区分）
 - ・ 15の一般目標（15下位区分）
 - ・ 49の必須の教育内容の到達目標
- ④ 「日本語教育の参照枠」

これらの関係性を理解し、授業科目の中に配置するとともに、そのねらいや考え方を整理しておくことが必要

5つの全体目標

(1) 社会・文化・地域

(2) 言語と社会

(3) 言語と心理

(4) 言語と教育

(5) 言語



p.7

5つの全体目標+15の一般目標

(1) 社会・文化・地域

…①世界と日本、②異文化接触、③日本語教育の歴史と現状

(2) 言語と社会

…④言語と社会の関係、⑤言語使用と社会、⑥異文化コミュニケーションと社会

(3) 言語と心理

…

(4) 言語と教育

…

(5) 言語

…



5つの全体目標+15の下位区分+必須教育内容49

(1) 社会・文化・地域

- …①世界と日本 → <1>世界と日本の社会と文化
- ②異文化接触 → <2>日本の在留外国人施策
<3>多文化共生
- ③日本語教育の歴史と現状 → <4>日本語教育史
<5>言語政策
<6>日本語の試験
<7>世界と日本の日本語教育事情

(2) 言語と社会

…

(3) 言語と心理

…

(4) 言語と教育

…

(5) 言語

…



3領域・5区分・15下位区分・49必須の教育内容の関係性

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

日本語教師の養成段階に求められる「必須の教育内容」50項目

【社会・文化・地域】

- (1) 世界と日本の社会と文化 (2) 日本の在留外国人施策 (3) 多文化共生
- (4) 日本語教育史 (5) 言語政策 (6) 日本語の試験
- (7) 世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8) 社会言語学 (9) 言語政策と「ことば」
- (10) コミュニケーションストラテジー (11) 待遇・敬意表現
- (12) 言語・非言語行動 (13) 多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14) 談話理解 (15) 言語学習 (16) 習得過程 (17) 学習ストラテジー
- (18) 異文化受容・適応 (19) 日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20) 日本語教師の資質・能力 (21) 日本語教育プログラムの理解と実践
- (22) 教室・言語環境の設定 (23) コースデザイン (24) 教授法
- (25) 教材分析・作成・開発 (26) 評価法 (27) 授業計画
- (28) 教育実習 (29) 中間言語分析 (30) 授業分析・自己点検能力
- (31) 目的・対象別日本語教育法 (32) 異文化間教育
- (33) 異文化コミュニケーション (34) コミュニケーション教育
- (35) 日本語教育とICT (36) 著作権

【言語】

- (37) 一般言語学 (38) 対照言語学 (39) 日本語教育のための日本語分析
- (40) 日本語教育のための音韻・音声体系 (41) 日本語教育のための文字と表記
- (42) 日本語教育のための形態・語彙体系 (43) 日本語教育のための文法体系
- (44) 日本語教育のための意味体系 (45) 日本語教育のための語用論的規範
- (46) 受容・理解能力 (47) 言語運用能力 (48) 社会文化能力
- (49) 対人関係能力 (50) 異文化調整能力

教育課程を編成する際には、3領域・5区分・15下位区分と必須の教育内容の関係性を十分理解した上で、科目設定を行い、到達目標を設置すること。

<参考>

令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査



日本語教師の養成における教育内容



◎実践研修受講前に履修しておかなければならない必須の教育内容37項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
(19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
(23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
(36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
(45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「日本語教育の参照枠」(文化審議会報告 令和3年10月)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ人が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。



【参考】 ・国内に在留する外国人 約377万人(令和6年末)
・国内で就労する外国人 約230万人(令和6年10月)
・海外の日本語学習者 約400万人(令和6年)

2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と活用状況

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40以上の言語に翻訳。
- ・言語資格を承認する際の根拠としても活用可能であり、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立てられている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受入れのための言語教育や言語能力判定試験の基準に用いられている。
- ・欧米だけでなく、アジアにおいてもCEFRのレベルなどを活用した各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒ 「日本語教育の参照枠」取りまとめ

「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にしているため、国際通用性が高く、言語や機関間の共通の指標で日本語能力を示すことができる。

3. 「日本語教育の参照枠」の概要

(1) 理念

①日本語学習者を社会的存在として捉える

・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

②言語を使って「できること」に注目する

・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

③多様な日本語使用を尊重する

・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

(2) 主な構成(全体的な尺度・五つの言語活動・Can do)

●全体的な尺度 CEFRを参考に、日本語能力を六つのレベルで提示。

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2

●五つの言語活動 従来の言語技能を「言語活動」と位置付け、四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、提示。

聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
------	------	----------------	--------------	------

●言語能力記述文 言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文(Can do)を用い、学習対象となる内容を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。学習目標等に活用できる。

【話すこと(やり取り):A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り):B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

4. 「必須の教育内容」の取扱い



必須の教育内容の取扱い

- 必要最低限の項目を示したものであり、必ず授業で取り扱うこと
- 1つの項目を複数回の授業科目・授業で扱うことも可能
- 複数の項目を1回の授業科目・授業で扱うことも可能
ただし、1回の授業科目・授業で扱う項目の分量について、
内容面を十分配慮して計画すること。**詰め込みは不可**
- 単にコアカリキュラムに示された「必須の教育内容」の指導を
寄せ集めるのではなく、資質・能力と関連させること

p.4

必須の教育内容の取扱い

- 必須の教育内容の学びが達成できていることが確認できるように学習活動から評価まで一貫した方針の下に編成すること
- 授業内容と目的に応じて必要な評価方法を適切に組み合わせて、丁寧に計画・実施すること。受講者自らも自身の学びが評価できるように適切に配慮された形で実施すること。
- その他、総合的な資質・能力は、養成課程全体の中で高められるよう創意工夫すること。その際、全体目標達成に向けての学習成果について明らかにしつつ、実践研修や養成課程の体系性や一貫性と齟齬がないように留意すること

実践研修の受講にあたって

- 養成課程修了見込み者においても実践研修の受講が認められる。
養成課程修了見込み者が実践研修を受けるためには、
必須の教育内容 37 項目について最低限必要な学習がなされていることを要件とし、そのことが担保される課程となっているかどうか、カリキュラム並びにシラバスをもとに確認・判断する。

5. 登録申請における留意点と参考資料

～これまでの質問・指摘から～

特に留意いただきたいポイント

- ✓ 「日本語教育の参照枠」の位置づけが明確であるか。
Can do以外の重要な要素も踏まえているか。
- ✓ シラバスとコアカリキュラムの間に不整合がないか。
体系的に必須の教育内容を修得できる構成になっているか。
- ✓ 一科目で扱う必須の教育内容の項目数が多すぎないか。
- ✓ 科目間の重複が多くなっていないか。
指導内容の焦点化・重点化が行われているか。
- ✓ 実践研修につながる日本語教育を実践する力が身に
付けられる科目が設定されているか。

特に留意いただきたいポイント

- ✓ 全ての科目の担当教員が、登録日本語教員養成課程の科目であることを十分認識しているか。必須の教育内容に含まれていない内容を扱う科目が含まれている場合には、教員間で十分認識を共有すること。
- ✓ 当該科目を担当する教員が十分な専門性を備えているか。
- ✓ 日本語教員養成課程の教材として適したものであるか。
- ✓ 他者の著作物を使用する場合、著作権を侵害していないか。
- ✓ 多様な日本語レベルの学習者や様々な言語活動、教材に対する理解を深める機会が含まれているか。

必須の教育内容の理解のために

<参考>

令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査



English ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ 文字サイズ 標準 大 特大

サイト内検索

御意見・お問合せ

文化庁の紹介

政策について

行事・シンポジウム

広報・報道・お知らせ

統計・白書・出版物

申請・募集・情報公開

ホーム > 統計・白書・出版物 > 統計・調査研究等 > 日本語教育総合調査 > 令和4年度日本語教育総合調査 > 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査

令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査

令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査報告書 (2.1MB)



PDF形式を御覧いただくためには、Adobe Readerが必要となります。
お持ちでない方は、[こちらからダウンロードしてください。](#)

日本語教員養成コアカリキュラム（大・中項目）（案）

<参考資料>

1【領域】コミュニケーションを核として、「社会・文化に関わる領域」「教育に関わる領域」「生活に関わる領域」の3つの領域からなり、それぞれはあえて明確な線引きは付かず、段階的に緩やかな関係と捉え、また優先順位を設けず、いずれも有機的に位置づけ、2【区分】上記3領域の区分として、「社会・文化・地域」「教育・生活」「国際・文化」の3つの区分を設ける。また、それぞれが2つの区分を設ける。3【区分】上記3領域の区分として、「社会・文化・地域」「教育・生活」「国際・文化」の3つの区分を設ける。また、それぞれが2つの区分を設ける。4【その他】教育内容の「別」は、必須の教育内容以外の項目を参考として記載した。必須の教育内容・領域の枠組みを定めていくことが必要である。ただし、養成課程の教育内容が満たさなければならない10項目の配当が必要である。なお、養成課程終了後の研修・中堅等の研修内容に含まれる項目についても、参考となるよう、別添示した。

3領域・5区分・15下区分		15下区分の解説	必須の教育内容	必須の教育内容の学習項目（大項目）	必須の教育内容の学習項目（中項目）	【備考】別添1・中堅日本語教師研修の教育内容
1. 社会・文化・地域	①世界と日本	日本語教育が必須とされる社会・文化・地域に関する知識・理解を深める。	<1>世界と日本の社会と文化	<1>世界と日本の社会と文化 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	①世界と日本 ②国際社会 ③社会・文化・地域 ④国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 ⑤日本の社会・文化・地域を理解する。 ⑥社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。
	②異文化理解	多様な文化を持つ社会・文化・地域に関する知識・理解を深める。 異文化理解の重要性を認識する。 異文化理解の重要性を認識する。	<2>日本の社会・文化・地域 <3>多文化社会 <4>異文化理解 <5>異文化理解の重要性を認識する。	<2>日本の社会・文化・地域 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <3>多文化社会 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <4>異文化理解 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <5>異文化理解の重要性を認識する 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	①世界と日本 ②国際社会 ③社会・文化・地域 ④国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 ⑤日本の社会・文化・地域を理解する。 ⑥社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 ⑦異文化理解 ⑧異文化理解の重要性を認識する。 ⑨異文化理解の重要性を認識する。 ⑩異文化理解の重要性を認識する。
2. 日本語教育の歴史と現状	③日本語教育の歴史と現状	日本語教育の歴史と現状に関する知識・理解を深める。 日本語教育の重要性を認識する。 日本語教育の重要性を認識する。	<6>日本語教育の歴史と現状 <7>日本語教育の重要性を認識する。 <8>日本語教育の重要性を認識する。	<6>日本語教育の歴史と現状 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <7>日本語教育の重要性を認識する 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <8>日本語教育の重要性を認識する 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	①世界と日本 ②国際社会 ③社会・文化・地域 ④国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 ⑤日本の社会・文化・地域を理解する。 ⑥社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 ⑦異文化理解 ⑧異文化理解の重要性を認識する。 ⑨異文化理解の重要性を認識する。 ⑩異文化理解の重要性を認識する。
	④日本語教育の現状と展望	日本語教育の現状と展望に関する知識・理解を深める。 日本語教育の重要性を認識する。 日本語教育の重要性を認識する。	<9>日本語教育の現状と展望 <10>日本語教育の重要性を認識する。 <11>日本語教育の重要性を認識する。	<9>日本語教育の現状と展望 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <10>日本語教育の重要性を認識する 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 <11>日本語教育の重要性を認識する 国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視点から社会・文化・地域を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 国際社会における人の移動とその要因を理解する。 国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 日本の社会・文化・地域を理解する。 社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。	①世界と日本 ②国際社会 ③社会・文化・地域 ④国際社会の動向と日本の社会・文化の関係を理解する。 ⑤日本の社会・文化・地域を理解する。 ⑥社会・文化・地域の発展・変遷に関する知識・理解を深める。 ⑦異文化理解 ⑧異文化理解の重要性を認識する。 ⑨異文化理解の重要性を認識する。 ⑩異文化理解の重要性を認識する。

必須の教育内容の理解のために

<23>コースデザイン

目標: 日本語教育プログラムの目的・目標に沿った教育計画が立てられるようになるために、コースデザインの方法について理解する。

学習項目:

- ・コースデザインとシラバスデザイン（ニーズ・レディネス・目標言語調査及び分析等）やカリキュラムデザインの方法について理解する
- ・行動中心アプローチに基づく言語能力記述文（Can do）をベースにしたカリキュラム及びその編成の方法であるバックワード・デザイン（逆向き設計）について理解する

<24>教授法

目標: 多様な学習者に応じた教授方法を選択・活用できるようになるために、様々な外国語教授法について理解する。

学習項目:

- ・様々な外国語教授法の特徴、技法、教育効果について理解する
- ・教授法の歴史的変遷から外国語学習に対する考え方の変化について理解する
- ・ポスト教授法の時代において教授法を学ぶ意義について理解する
- ・学習対象やニーズに応じた多様な教育方法について理解する

<31> 目的・対象別日本語教育法の動画教材

目的・対象別の日本語教育の動画

全10動画 各30分

01



▶ 留学生に対する日本語教育

協力: コミュニカ学院

02



▶ 生活者に対する日本語教育

協力: 岡山県総社市 人権・まちづくり課 国際・交流推進係

03



▶ 難民に対する日本語教育

協力: (公財) アジア福祉教育財団 難民事業本部

04



▶ 就労者に対する日本語教育
(企業内日本語研修)

協力: (株) デンソー・YAMASA言語文化研究所

05



▶ 就労者に対する日本語教育
(就労準備のための日本語教育)

協力: (一財) 日本国際協力センター (JICE)

06



▶ 就労者に対する日本語教育
(業種別日本語研修 介護)

協力: アークアカデミー・特別養護老人ホーム とぎわ園

<31>目的・対象別日本語教育法の動画教材

- 令和3年度開発、令和4年度に配布
- 動画（字幕付き・字幕なし）
- 副教材

第1章 日本語教育実施機関概要

第2章 コースカリキュラムの特徴

第3章 授業・教室活動について

第4章 日本語教師に求められる資質・能力



協力:コミュニケーション学院

対象、教育目的、教育目標、教育方法、
学習期間、レベル、カリキュラム概要、
指導体制、評価方法

日本語教育機関認定法ポータル

日本語教育機関認定法ポータル

Language ▶

このサイトについて ▶



文部科学省

認定日本語教育機関案内

登録実践研修機関・
登録日本語教員養成機関案内

登録日本語教員案内

申請・届出



このサイトは、日本語を学びたい方、日本語教育機関（日本語学校）を探したい方、国家資格をもった日本語教員を目指したい方をはじめとした、すべての日本語教育関係者のための情報掲載サイトです。

文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関と
文部科学大臣の登録を受けた日本語教員養成機関・実践研修機関を公開しています。

